

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)令和5年度(第4四半期)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度西北環境事業センターほか4か所真空式温水ヒーター点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)日本サーモエナー	1,254,000円	令和6年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	帯水層蓄熱冷暖房システムの故障原因調査業務委託	機械設備等 保守点検	アミティ舞洲ATESシステム改修工事共同企業体	5,225,000円	令和6年2月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和5年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー(環境15・16号)の点検・整備業務委託	機械設備等 保守点検	ロジスネクスト近畿(株)	3,455,342円	令和6年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度西北環境事業センターほか4か所 真空式温水ヒーター一点検業務委託

2 契約相手方

(株) 日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務を実施する真空式温水ヒーター（以下、当該設備）は、(株) 日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による当該設備の構造、使用部品等に加え、メーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、当該設備の特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記により、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して一貫して責任を持たせることができるのは、製造者である(株) 日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課 (電話番号 06-6630-3376)

随意契約理由書

1 案件名称

帯水層蓄熱冷暖房システムの故障原因調査業務委託

2 契約相手方

アミティ舞洲A T E Sシステム改修工事共同企業体

(代表団体)

三菱重工サーマルシステムズ株式会社

大型冷凍機技術部長 上田 憲治

3 随意契約理由

本業務は、アミティ舞洲に構築した帯水層蓄熱冷暖房システム（「平成 30 年度 CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業」として、国補助金を活用して導入）が故障し、耐用年数を経過していないにも関わらず、省エネ設備として機能していないことから、速やかに機能回復するよう修繕するために、故障原因を調査することを目的とする。

当該システムは、三菱重工サーマルシステムズ株式会社及び株式会社森川鑿泉工業所が独自の技術により設計・製造した特殊なものであり、上述の目的を達成するためには、当該システムの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、当該システムを製造した会社以外では、技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から、既存機器に著しい支障が生じる可能性がある。

上記理由により、アミティ舞洲A T E Sシステム改修工事共同企業体（構成員：三菱重工サーマルシステムズ株式会社及び株式会社森川鑿泉工業所）と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課（エネルギー政策グループ）

（電話番号 06-6630-3479）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダー（環境15・16号）の点検・整備業務委託

2 契約の相手方

ロジスネクスト近畿株式会社

3 随意契約理由

別表の容器包装プラスチック中継施設運営用ショベルローダーにより、容器包装プラスチックの安定的な収集・輸送体制の構築並びに容器包装プラスチック中継施設の円滑な運営を行っている。

ショベルローダーについては、当局所有の車両によって大量に搬入される容器包装プラスチックをストックヤードにおいて迅速に整理するとともに、委託業者の搬出用車両への積み込みを行うことから、作業性を考慮した仕様によって当局が発注し、独自の技術で設計製作された特殊仕様・構造のロジスネクスト近畿株式会社（旧 TCM株式会社）製のものである。

この点検・整備業務委託については、労働安全衛生規則第151条の31に基づき自主検査を実施するものであるが、これは1年以内ごとに1回、定期的に、同条に掲げられている事項について義務付けられているものであり、この検査に加え、ショベルローダーを常に正常な状態で稼働させるために、駆動系統・油圧系統・冷却系統といった箇所を中心として整備を行う必要がある。

上記のショベルローダーの整備を行うにあたっては、特に駆動系、油圧系及び特殊部品の交換に関して、設備の構造、機能に加え、補修方法などを総合的に把握し、また独自技術を熟知していなければならない。

また、こうした総合的なオーバーホール（点検・整備）と併せて特に重要なメンテナンスを行うことが必要となり、その際には、点検・整備と同時に特殊部品の交換も必要となってくることから、こういった総合的なメンテナンスに対応するには、自社製品に対する独自の技術を熟知し、修繕部品を確実に入手できる製造元のロジスネクスト近畿株式会社（旧 TCM株式会社）が対応可能な唯一の業者である。

以上の理由により、特名による随意契約の締結を行う。

【別表】 ショベルローダー配置施設及び型式

施設名	型式		製造車体番号
舞洲容器包装プラス チック中継施設	T C M株式会社	S D 2 5 T 9	58H00163
平野容器包装プラス チック中継施設	T C M株式会社	S D 2 5 T 9	58H00164

【参考】 労働安全衛生規則

第百五十一条の三十一 事業者はショベルローダー等については、一年を超えない期間ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 原動機の異常の有無
- 二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無
- 三 制動装置及び操縦装置の異常の有無
- 四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
- 五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 (電話番号 06-6630-3253)